

2020年8月24日

高知労働局長 柳澤 恭仁 殿

高知県労働組合連合会

執行委員長 筒井 敬二

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 2-1-10

電話 088-872-3406

2020年高知県最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書

新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態の中、労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様から敬意を表します。

高知地方最低賃金審議会は、8月7日に今年度の高知地方最低賃金の改定について、現行の790円を2円引き上げ、792円とすることを答申しました。しかしながら、核となる審議部分が非公開であり、議論経過についても「専門部会で全会一致の際には本審を開かない」とされていることから、8月7日に予定していた本審が開催されず、専門部会での議論内容の説明がされていないため、高知県や地域の課題に沿った議論がなされたのかは不透明です。

さらに、この最低賃金の引き上げ額では、「ワーキングプア」を抜け出す水準には到底届きません。コロナ禍の中で、社会にとって重要なインフラを支える「エッセンシャルワーカー」の存在が注目されていますが、その労働者の多くが最低賃金近傍で働いています。この状況は、これから起こりうる新たな感染症や自然災害に対処し、地域を維持していく観点からも疑問を抱かざるを得ません。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、オンラインを活用したテレワークの普及や「密」を避けて地方へ移住者が増加するなど、地方で生活基盤を形成していく可能性を示しました。これは、人口流出に歯止めのかからない高知県にとってプラス面といえますが、最低賃金やそれと連動する所得の格差が人口流入への大きな足かせとなっています。コロナ禍の中で、「新たな働き方」や「新たな生活様式」が注目される中だからこそ、最低賃金の底上げによって都市部との格差を是正していくことが必要です。

今、労働者の非正規率が高止まりを見せる中で、「主たる生計者」として家計を支える非正規労働者も増加しています。家計を支えるためにダブルワークを続ける家庭も珍しくありません。「2円」の引き上げでは年間4,000円程度にしかありません。最低賃金の引き上げは、そういった労働者の賃金引き上げとともに、それが地域で消費されることで地域経済の活性化にもつながります。最低賃金の引き上げと格差の是正は、労働者が地域で暮らし続けられる条件を高め、人口流出や経済の低迷、働き手不足など高知県にとって課題となっている問題に対処する大きな施策となり得ます。高知地方最低賃金審議会は、最低賃金を議論するにあたっては、そういった視点で議論を進める必要がありますが、現行の最低賃金の審議では、額をどうするかという非常に狭い議論に終始していることは否めません。

以上の点から、高知県労働組合連合会として、今回の答申について以下の異議を申し立てます。なお、異議審にあたっては、意見の陳述を求めます。

記

1. 高知地方最低賃金額を2円引き上げ、792円とするとした答申については不服である。再審議を求める。
2. 答申は、生計費に見合った額とはなっておらず、最低賃金の地域間格差の解消や全国一律最低賃金制などが展望されていない。
3. 地域経済の底上げとしての最低賃金の役割と、それを可能にするための施策について真正面から議論がなされておらず、未だに「生計費」対「支払い能力」の議論に終始している。
4. 地域の状況を鑑みて議論がされておらず、「最も重要な資料の一つ」とする中央最低賃金審議会の目安よりも、他県の賃金引上げ状況に合わせた答申となっている。
5. 最低賃金が担う役割は、最低賃金法の目的にも示されているように、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することにある。このため、労働者の生計費が本当に賄われるのか、地域経済の活性化にどうつながるのか、といった、最低賃金が本来果たすべき役割に即した大局的な議論が求められる。しかしながら、現在の審議では、企業内の労使協議の様相を呈するがごとき狭い議論にとどまっているのではないか。そのような審議会の中で決定された答申では、十分審議を尽くしたといえない。
6. 原則公開の規定にもかかわらず、核となる部分を非公開としている。さらに、決定された答申額についての議論経過についても報告の場が設けられず、公的な審議機関としてあまりにも民主的な運営から逸脱している。

【地域活性化に最低賃金が果たす役割】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、オンラインを活用したテレワーク（リモートワーク）の実施や整備がさまざまな事業所で進められています。さらに、都市部の「密」を避け、地方へ移住を検討する労働者も増加しており、政府の人口分散計画である官庁の地方移管の検討とも相まって、人口流出に悩む地方にとって、人口流入という大きなチャンスが広がっています。人の密集を避け、自然豊かな環境で暮らせる高知県は、そういう意味では資源があり、オンライン、テレワーク、場所に縛られない働き方がこのコロナ禍の中で急速に進み、距離的な制約も一定の分野で解消されつつあるといえるでしょう。

しかし、全国で最低の790円という、高知県の最低賃金が人口流入への大きな足かせになっています。最低賃金の高知県に移り住むということは、正規労働者・非正規労働者にかかわらず収入が減ることを意味しています。労働者が収入を得て生活を成り立たせている以上、収入が下がることを選択するのは多くの人にとっては困難な選択と言えます。東京都と高知県の平均所得は年間200万円以上の格差があり、時間給者では約40万円もの格差が存在します。

2020年度の答申額である「2円」では、 $2円 \times 173.8時間 \times 12ヶ月 = 4,171円$ （年間）の引き上げにしかなりません。200万円や40万円の格差に対して年間約4,000円しか差が縮まらないことになりません。最低賃金の額と人口移動は密接な関りがあり、最低賃金と各地方の平均収入はリンクしています。

社会状況の変化の中で都心部から地方への移住が促進される可能性があっても、全国最低の最低賃金と都市部との格差が是正されなければ、人口流出に歯止めをかけるチャンスを失ってしまいます。

このことから、高知県こそ賃金の引き上げが必要であり、特に最低賃金は所得水準の底上げに大きくかかわっていることから、最低賃金が全国で最低の高知県は最も大幅に最低賃金を引き上げる必要がある地方のひとつです。

【地域を守るためにも最低賃金の引き上げが必要】

今コロナ禍の中で、社会の重要なインフラを支えるエッセンシャルワーカーの存在が注目されています。社会にとってなくてはならない仕事であるにもかかわらず、その労働者の多くが最低賃金近傍で働いていることも忘れてはなりません。政府が密を避け、自粛を呼びかける中、医療従事者や社会の重要なインフラを支えるエッセンシャルワーカーは、感染のリスクと恐怖とたたかいながら働いています。にもかかわらず、「働く貧困層」であるワーキングプアの水準に抑えられています。社会インフラをささえるエッセンシャルワーカーがワーキングプアであるという実態は、地域、社会をささえるという観点から見たときに、正しいあり方なのかということが問われています。

地球温暖化などが進み、今後、新たな感染症や自然災害の発生が懸念される中で、エッセンシャルワーカーの存在がより重要になっています。特に、高知県には南海トラフ巨大地震も迫っています。しかし、最低賃金近傍であるエッセンシャルワーカーは、生活していくために少しでも賃金の高い仕事や賃金の高い都道府県へ移動することが懸念されています。最低賃金を引き上げるとともに、最低賃金の地域間格差を是正することは、高知県を感染症や自然災害がもたらす生活悪化から守っていくことにつながります。

【非正規労働者の立場からも最低賃金の引き上げは必要不可欠】

最低賃金で働く主たる生計者は非常に苦しい生活を余儀なくされている実情があります。扶養の範囲の収入で労働時間を短時間に抑える層がいる一方で、長時間労働をしなければ生計が成り立たない層とで、働く層が二極化しています。特に高知県は離婚率も高く、職場にはシングルで子育てをしている方達が数多くいます。

最低賃金は、最低水準で働く人たちのセーフティーネットです。それが時間給 792 円で十分なのかという疑問は、実際にその当事者の立場になって想像するとお分かりになるだろうと思います。

これまでに、全労連が全国 18 都道府県で行った「最低生計費試算調査」によると、都市部や地方、住む場所は異なっても、男性で月額約 25 万円、女性で月額 26 万円（ともに税・社会保険料込み）が必要で、年間約 300 万円必要だという調査結果が出ています。これは時給換算で男性約 1,650 円、女性で約 1,700 円（月労働時間 150 時間で換算）となります。最低賃金は全国一律で 1,500 円以上は絶対に必要だということが各地方で証明されています。

「生活保護との整合性」が法律に明記され、最低賃金と生活保護との比較が出されていますが、最低賃金を大きく見せ、生活保護を少額に見せる意図的な数字のトリックが使われています。具体的には、①労働時間の水増し（173.8 時間としているが、所定労働時間の実態は 150 時間）、②税金と社会保険料の控除を少なく算定（沖縄県の最低賃金額と公課負担率を適用）、③勤労必要経費は不算入、④生活扶助を少なく算定（級地に人口加重平均を使用）、⑤住宅扶助を少なく算定（生活保護受給者の実際の家賃額を使用）、などの方法によって実態を覆い隠してしまっています。これに対して、高知地方最低賃金審議会から、厚労省に対して意見が上がっているという情報もありません。

実際には、現行の最低賃金近傍で働く労働者は、生活保護水準を下回っていると考えます。

【審議会の民主化について】

いま、公的な機関として高知地方最低賃金審議会の審議の在り方が問われています。審議会では、原則公開となっていますが、議論の核となる専門部会の多くが非公開となっています。その理由について、「個人情報保護」や「率直な意見が出せない」などが挙げられています。「率直な意見が出せない」というのは、公的な審議会の委員として不適任であることは明らかですが、「個人情報保護」については、審議会の運営のやり方としてクリアできる部分です。個人情報を傍聴者に漏らさせないようにする工夫などの対策を行えば公開できるにもかかわらず、あえてそれを行わないのは、不作為による作為と見られても致し方ないことです。

これは、専門部会で全会一致になり、その後の審議会が開催されなかったことにもかかわります。愛媛県では、専門部会で全会一致となりましたが、その後本審を開催し、専門部会での議論経過を報告しています。これは、専門部会に入っていない委員に対してだけでなく、傍聴者に対しての説明の意味を含んでいます。公的な審議会の役割として議論経過や答申を広く知らせることは、当たり前の義務です。

しかし、高知地方最低賃金審議会においては、事務局から専門部会で全会一致となり、「2 円引き上げ」の答申が出されたことが知らされたのみです。

【制度的疲労について】

高知地方最低賃金審議会では、中央最低賃金審議会の目安について「もっとも重要な資料の一つ」としています。この間、私たちは中央最低賃金審議会の目安に縛られることなく、高知県の実態や今後の展望を踏まえた議論をすべき、と訴えてきました。

今回、中央最低賃金審議会が有額の目安を示さなかったこと、そして中央最低賃金審議会が「地方で議論を」としたことにより、高知地方最低賃金審議会独自の議論が進むことを期待しました。しかし、蓋を開けてみれば全国横並びの「2円の引き上げ」という答申となりました。結局、「地域の賃金水準」「生計費」「支払い能力」「生活保護との整合性」といいながら、他県の動向を見ながら単独最下位を避けるために数円上乘せしているに過ぎません。

中央の顔色を伺う、中央最低賃金審議会と地方最低賃金審議会の上下構造、格差拡大を容認するAからDのランク分けなど、現行の最低賃金制度は、明らかに地方の実情に合わせた議論を阻害しています。そのような状況下で出された答申を容認することはできません。